

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

株式会社 Arch
奈良県生駒市北田原町2453番地ノス
代表取締役 上田 睦
TEL 0743-79-9535
FAX 0743-79-9538
a-veda@arch-inc.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 8 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 Arch
住 所 奈良県生駒市北田原町2453番地12
代表者氏名 代表取締役 上田 睦

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 Arch		
住 所	奈良県生駒市北田原町2453番地12		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 上田 睦		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業所の所在地	奈良県生駒市高山町 12618	奈良県生駒市北田原町 2453番地12	令和3年9月2日
事業者の所在地			

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県生駒市北田原町2453番地12
株式会社Arch

会社法人等番号	1500-01-019932		
商号	株式会社Arch		
本店	奈良県生駒市高山町12618番地		
	奈良県生駒市北田原2453番地12	令和3年7月15日移転	
		令和3年7月20日登記	
	奈良県生駒市北田原町2453番地12		令和3年9月2日更正
公告をする方法	官報に掲載してする。		
会社成立の年月日	平成27年4月27日		
目的	1. 給排水設備工事 2. 機械設備工事 3. 設備設計・管理業務 4. 住宅・店舗リフォーム業務 5. その他適法な一切の事業		
発行可能株式総数	1万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
資本金の額	金200万円		
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役 上 田 睦		

奈良県生駒市北田原町2453番地12
株式会社Arch

	<u>奈良市学園朝日元町二丁目527番地の11C</u> <u>&Y学園前204号</u> 代表取締役 上 田 睦	平成27年 8月19日住所 移転
	奈良市学園朝日元町二丁目1909番地の8 代表取締役 上 田 睦	令和 3年 9月 8日登記
登記記録に関する 事項	設立	平成27年 4月27日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 9月17日

奈良地方法務局
登記官

南 英 樹



定 款

株式会社A r c h

平成 27 年 3 月 27 日 作 成



定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 Arch と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水設備工事
2. 機械設備工事
3. 設備設計・管理業務
4. 住宅・店舗リフォーム業務
5. その他適法な一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県生駒市に置く。

(公告)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1 万株とする。


(株券の不発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限等)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

- ② 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。



(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを共同して当社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。



(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは、予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人)

第17条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

- ② 株主は、2名以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

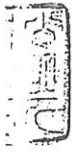
第19条 当社の取締役は、1名以上とする。

- ② 当社の取締役は、株主の中から選任する。ただし、必要に応じて株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第20条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。



(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 22 条 当社の取締役が複数名いる場合には、株主総会の決議により代表取締役 1 名以上を定め、そのうち 1 名を社長とする。

- ② 当社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。
③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 24 条 当社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- ② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満 3 年を経過しても受領のないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。
③ 未払いの剰余金の配当には、利息をつけない。

第 6 章 附 則

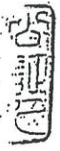
(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第 25 条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金 200 万円とする。

- ② 当社の成立後の資本金の額は、金 200 万円とする。

(最初の事業年度)

第 26 条 当社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成 28 年 3 月末日までとする。



(設立時取締役、設立時代表取締役)

第27条 当社の設立時取締役、設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 上田 睦

設立時代表取締役 奈良市学園朝日元町二丁目527番地の11 C&Y学園前204号
上田 睦

(発起人の氏名又は名称、住所並びに引受株式数及び払込金額)

第28条 当社の発起人の氏名又は名称、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良市学園朝日元町二丁目527番地の11 C&Y学園前204号
上田 睦 200株 金200万円

(設立時の本店所在場所)

第29条 当社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

奈良県生駒市高山町12618番地

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 Arch 設立に際し、発起人 上田 睦 の定款作成代理人である
行政書士 碓谷 賢祐 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成27年3月27日

発起人 上田 睦

上記発起人の定款作成代理人

東京都中央区銀座一丁目14番7号 銀座吉澤ビル3階

行政書士 碓谷 賢祐





同一の情報の提供

提供の日付： 平成27年4月15日

公証人：

松尾昭彦



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 15-1401000702000116

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 松尾 昭彦

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

以上、相違ございません

令和3年9月22日

奈良県生駒市北田原町2453番地12

株式会社 Arch

代表取締役 上田

睦



臨時株主総会議事録

1. 日 時: 令和3年7月15日 午前10時から午前11時
2. 場 所: 当会社本店会議室
3. 出席者: 発行済株式総数 200株
この議決権を有する総株主数 1名
この議決権の数 200個
本日出席株主数(委任状出席を含む) 1名
この議決権の個数 200個
4. 議長: 代表取締役 上田睦
5. 出席役員: 取締役 上田睦

第1号議案 本店移転の件

代表取締役上田睦は議長席に着き、定款により議長たることを述べ、本総会の開会を告げ、本日の出席株主数およびその持株数、議決権数を前記のとおり報告し、定足数を満たしているので本総会は適法に成立した旨を述べ、直ちに議事に入った。

議案 定款一部変更の件

議長は、業務の都合上、定款第3条を次のとおり変更したい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県生駒市北田原町2453番地12に置く。

尚、本店移転日は令和3年7月15日とする。

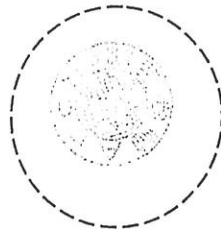
以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和3年7月15日

株式会社Arch 臨時株主総会

議事録作成者 代表取締役 上田睦



資材置場

山原通信所

商工(株)

木下

初電新電機

2445

2443

2445

忠谷
2425-6
中谷常行
2425-6

山崎
山口
2440

奈良
生駒(株)
2441-1

振高合成
工業(株)
2442

ネット
2443

勝昭和
2443

田中製作所
(株)
2453-5
2453-12

北関西電力
変電所
2453-4

ホテル
イースタイン
2453-12

Arch.
2453-12

580

北田原町東

北田原町東

2454-18

杉江電機
駐車場

ツーカー
ショップ
生駒北
(前)杉江電機
(杉江)

マリン&
マリナ
阿倍祇

建宮西商店
資材置場

研都市設備
生駒支店

お好み焼
上徳

吉野屋

2476

旬の味泉

村上正人
奈千
2476

2476-62
竹林光郎

八光油薬市(株)
松川

公民館
北田原工業会

イモ山公園
2476-6

松林
養鶏場

2452-0
渡辺英俊

テニスコート

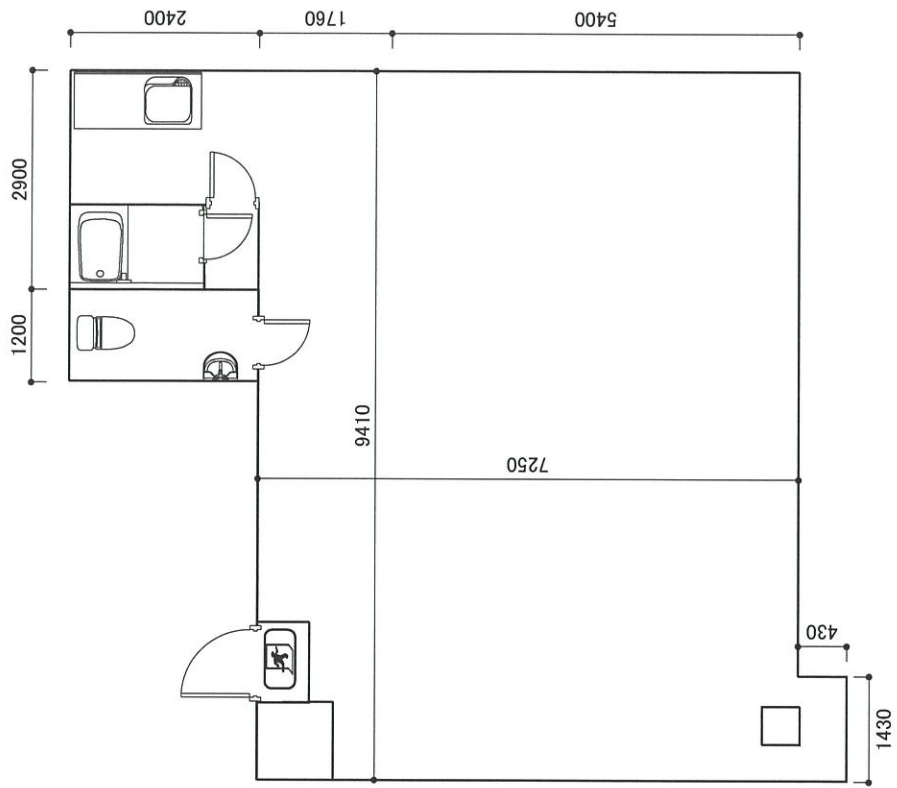
イモ山公園
グラウンド

生駒市衛生
緑地処理場

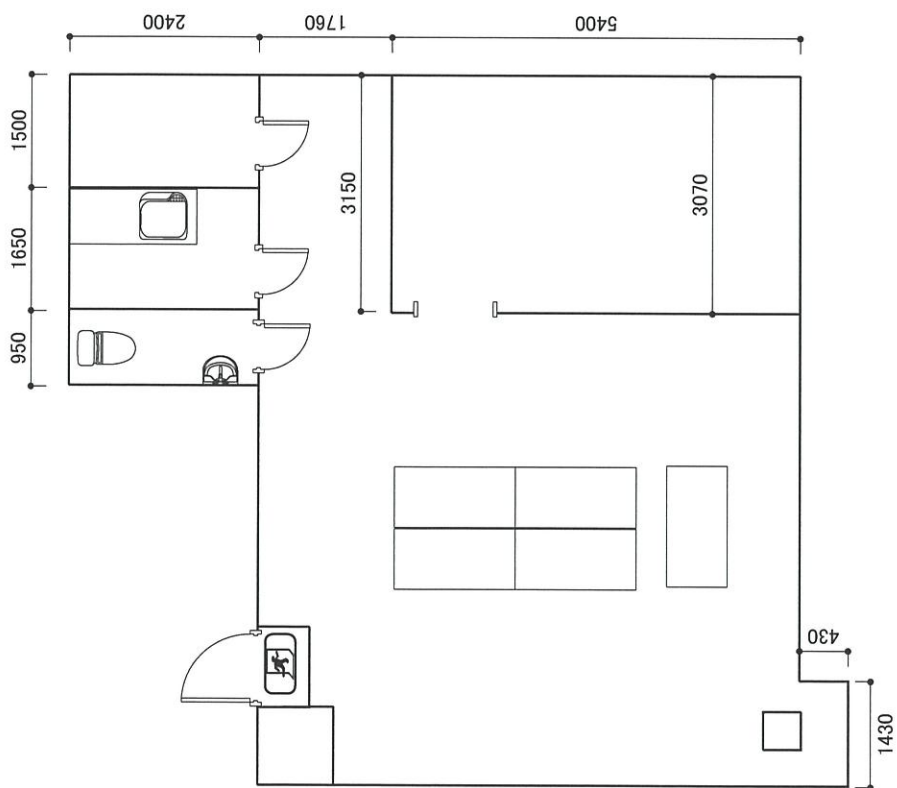
生駒市
汚泥再生
処理センター
(株)

北田原町

松本
山口



3F 平面図



2F事務所 平面図

